

別記様式第1号(第四関係)

標茶町地区活性化計画

北海道川上郡標茶町

令和4年7月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	標茶町地区活性化計画	市町村名	標茶町	地区名(※1)	標茶町地区	計画期間(※2)	令和4年度～令和7年
都道府県名	北海道						

目 標 : (※3)

肉用牛経営の安定化を図るためには、生産コストの低減を図るとともに、牛肉の付加価値を高め、消費者の理解を醸成し、購入に結び付け粗収益の向上につなげることが重要です。北海道標茶町では農業生産法人株式会社エフシーエスが実施主体とするブランド牛「星空の黒牛」の食肉加工・直売施設を建設し、販売する商品の魅力を向上することで本町の自然豊かな環境を消費者に理解いただくことで、交流・関係人口や新規雇用の創出と定住を図るとともに、魅力的な地域産物の生産・販売による経済効果の拡大を目指し、持続可能で活力のある町づくりを進めます。

目標設定の考え方

地区の概要:

標茶町は、北海道の東部に位置し、東は厚岸町・別海町・中標津町、西は鶴居村、南は釧路町、北は弟子屈町に隣接しており、東西58.9km、南北60.5kmで総面積1,099.37km²の広大な土地を有する町です。

地勢は丘陵地帯と平野部に大別され、釧路川、別寒辺牛川及び西別川の各流域は平坦形状であり、南東部には塘路湖、シラルト湖が広がり、釧路湿原国立公園の湿地帯が分布しています。

概況としては広大な土地を活かした農業が基幹産業となっており、乳牛と肉用牛約6万頭が飼養されています。また、総面積の半分以上は山林や湿原などの大自然であり、釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園、厚岸霧多布昆布森国定公園に囲まれているほか、西別川・別寒辺牛川など清流の水源地にもなっています。

人口は、昭和35年の17,424人をピークに減少が続いており、2020年国勢調査時点での人口は7,230人となっています。

現状と課題

標茶町の農業は、厳しい自然条件と生産性の低い土地条件のため、昭和31年に「釧路内陸集約酪農地域」の指定を受け、以降酪農を中心に捉え、基盤整備事業を積極的に取り入れ、広大な土地条件と豊かな水を活かした国内でも指折りの酪農専業地帯として大きく成長してきました。

本町の産業構造の特徴としては、酪農畜産業が第一次産業の大部分を占め、第二次産業、第三次産業においても酪農畜産業に関連する製造、サービス業が多く、まさしく本町の基幹産業として重要な役割を果たすとともに地域経済の発展に大きく貢献してきましたが、後継者不足や高齢化などを主因とした離農に歯止めがかからず、生産力のみならず農村地域の活力低下が懸念されています。

また、エフシーエスではブランド牛「星空の黒牛」が人気となっていますが、現在の食肉加工施設が手狭で新たな事業展開が出来ていない状況があります。

今後の展開方向等(※4)

令和4年度に農業生産法人株式会社エフシーエスを実施主体とする食肉加工販売拠点を建設し新たな食肉加工販売拠点を稼働させることで新規雇用の創出をはかり処理能力の増強を進めることで、自社ブランド牛「星空の黒牛」の競争力向上をはかり、販売額の増加を目指すことで、地域活性化をはかります。

このことにより、地域経済と第一次産業の活性化をはかることで、住民の郷土愛や誇り、満足度の向上により、定住人口の維持・確保を目指すとともに、標茶町興味や繋がりをもつファン層を獲得することで関係人口・交流人口が増加することを目指します。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
標茶町	標茶町地区	加工直売所建設事業(農林水産物処理加工施設)	農業生産法人(株)エフシーエス	有	イ	
標茶町	標茶町地区	加工直売所建設事業(地域連携販売力強化施設)	農業生産法人(株)エフシーエス	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)実施要領別表2の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載する。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

標茶町地区(北海道川上郡標茶町)	区域面積(※2)	109,937ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 農地及び林地が当該区域内の土地の相当部分を占めており、農林漁業従事者数等からみても、農業が重要な事業となっている地区です。 【面積】区域面積1,099.37km ² のうち、農林地868.50km ² の占める割合79.00%(令和3年全国都道府県市区町村別面積調等より) 【就業人口】就業者総数3,953人のうち、農林漁業従事者1,262人の占める割合31.9%(平成27年国勢調査より)		
②法第3条第2号関係: 令和2年度の国勢調査(速報集計)では人口7,230人で、5年間の人口減少数が-512人、減少率-6.61328%となっているほか、平成27年度国勢調査時の高齢化率が31.8%となっており、高齢化が進行しています。令和2年3月に策定した第2期標茶町創生総合戦略では、人口ビジョンの分析結果として人口減少に大きく影響を及ぼすのは若年層と子育て世代の流出としており、求められる対応としては、本町経済の主軸である酪農畜産業の更なる活性化を図る施策が必要であるとしており、定住及び地域間交流の促進が必要不可欠です。		
③法第3条第3号関係: 本町は釧路管内のほぼ中央に位置する酪農を基幹産業とする全国有数の酪農地帯で、人口は令和2年10月1日現在で7,230人、総面積は1,099.37km ² で人口密度は6.6人/km ² (国勢調査より)となっており、人口、人口密度、農地の状況などから、既に市街地を形成している区域以外の地域です。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づいたもの			地の利用目的		備考	
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設(※3)		
						氏名	住所		氏名	住所				

該当なし

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、農業生産法人株式会社エフシーエスの施設整備により、雇用者数と販売額を向上することが目標であることから、活性化計画が終了する翌年度に、事業実施主体に実績を確認し、標茶町農林課が評価することとします。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領(平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知)の定めるところによるものとする。

参考様式1-1

農山漁村発イノベーション等整備事業(定住促進対策型、交流対策型)事業実施計画

計画主体名	計画期間
しべちやちよう 標茶町	令和4年4月1日～令和6年3月31日

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
農林課農業企画係	015-485-2111	015-485-1922	n_nogvo@town.shibeche.lg.jp

【記入要領】

- 計画主体名
- ・市町村名にはふりがなをふること。
 - ・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載すること。
- 計画期間
- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。
- 連絡先
- ・共同計画の場合は行を追加し、すべての計画主体の連絡先を記入すること。
- メールアドレス
- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標の設定根拠
農林水産物等の販売・加工促進	ブランド牛「星空の黒牛」の食肉加工・直売施設の建設により、魅力的な地域産物の生産・販売による経済効果の拡大を目指し、持続可能で活力のある町づくりを進めます。

II 評価指標

第1評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
	地域産物の販売額の増加 (星空の黒牛)	
第1評価指標の設定根拠 (星空の黒牛)実績値 H30 83,469千円 目標値 R05年120,000千円 R01 80,773千円 R06年127,000千円 R02 114,089千円 R07年133,000千円		
第2評価指標(任意)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
	雇用者数の増加	
第2評価指標の設定根拠 農業生産法人(株)エフシーエス 実績値 H30年4人、R01年4人、R02年4人 目標値 R05年5人、R06年5人、R07年5人		
第3評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
	交流人口の増加	
第3評価指標の設定根拠 (入込客数)実績値 H30 1,500人 目標値 R05年 2,300人 R01 1,800人 R06年 2,500人 R02 2,100人 R07年 2,600人		
評価期間(原則として3年間の効果発現状況を把握する期間)		評価報告予定年(評価期間の終了直後の9月末日まで)
令和5年4月～令和8年3月		令和8年

【記入要領】

全般

・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

事業活用活性化計画目標

・事業活用活性化計画目標の項目は実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。

評価指標

・評価指標の記載に当たっては実施要領及び「事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について」により記入すること。

事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業(定住促進対策型、交流対策型))を活用するに当たっては、実施要領に定める事業活用活性化計画目標及びそれに対応する評価指標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。評価指標の設定に当たっては、項目ごとに以下に定めるところによるものとする。

1. 第1評価指標(必須)及び第2評価指標(任意)について

評価指標	事業活用活性化計画目標の評価指標の項目及び設定の考え方
1	<p>雇用者数(新規就農者等を含む)の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域において整備された施設の常時雇用者数の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>新規常時雇用者数(人) $= (\text{活性化計画により整備した施設における常時雇用者数(人)}【目標値】 - \text{既存施設等の常時雇用者数(人)}【現状値】)$</p>
2	<p>地域産物の販売額の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額(千円) $= (\text{地域産の農林水産物の販売額(千円)}【目標値】 - \text{地域産の農林水産物の販売額(千円)}【現状値】)$</p>
3	<p>定住人口の維持・増加</p> <p>○設定する目標は計画区域における転入人数の増加数、転出人数の減少数、転入人数の減少の抑制数又は転出人数の増加の抑制数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における定住人口の維持・増加数(人) = 転入人数の増加数 = (転入人数(人)【目標値】 - 転入人数(人)【現状値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人) = 転出人数の減少数 = (転出人数(人)【現状値】 - 転出人数(人)【目標値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人) = 転入人数の減少の抑制数 = (転入人数(人)【目標値】 - 転入人数(人)【予測値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人) = 転出人数の増加の抑制数 = (転出人数(人)【予測値】 - 転出人数(人)【目標値】)</p>
4	<p>滞在者数及び宿泊者数の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数(人) $= (\text{滞在者数及び宿泊者数(人)}【目標値】 - \text{既存施設等の滞在者数及び宿泊者数(人)}【現状値】)$</p>
5	<p>交流人口の増加</p> <p>○設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加数とし、以下により求めることとする。</p> <p>計画区域における交流人口の増加数(人) = (計画区域外からの入込客数(人)【目標値】 - 計画区域外からの入込客数(人)【現状値】)</p>

注1: 目標値は、事業の効果発現後3年間の目標値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。

目標値の設定に当たっては、事業実施地区における過去の指標の推移や社会経済動向、関連する施策の状況等の事業以外の要因による影響等も勘案し、実現可能性のある合理的な目標値とすること。

注2: 現状値は、算出が可能な直近の3年間の実績値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。

(例: 活性化計画提出年度H28の場合、現状値は、 $H25=50$ 、 $H26=100$ 、 $H27=150$ を平均し100とする)

注3: 予測値は、算出が可能な直近の3年以上の実績値に基づき、統計的な手法等により算出することとする。

注4: 評価指標1について、常時雇用者数は、厚生労働省の毎月勤労統計調査にて調査する常用労働者と定義される者を1年単位で算出した上で3年間の平均値を取ること。

※常時労働者とは、期間を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇い労働者で、前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう。

※常用労働者には、都道府県・市町村職員、事業主、法人の代表者及び無給の従事者は除くこと。

※小数第1位まで求めること(※小数第2位以下を四捨五入)。

(算出例①) 年間通して雇用する雇用者が、1年目5人、2年目及び3年目4人の場合: $(5人 + 4人 + 4人) \times 12ヶ月 \div 12ヶ月 \div 3年 = 4.33 \div 4.3$

(算出例②) 1年のうち、毎年4月から8月末までの5ヶ月間雇用する雇用者が、1年目3人、2年目及び3年目5人いる場合:

$(3人 + 5人 + 5人) \times 5ヶ月 \div 12ヶ月 \div 3年 = 1.81 \div 1.8人$

注5: 評価指標2について、比較する既存施設等がある場合には、目標値は新しく整備する施設における販売額とし、現状値は既存施設等における販売額とする。また、比較する既存施設等がない場合には、目標値及び現状値は、計画区域における農林水産物出荷額をそれぞれ算出するものとする。

注6: 評価指標3の転入人数及び転出人数は、注1から注3までに定める期間に、計画区域外から計画区域内へ転入した若しくは転入すると予測される人又は計画区域内から計画区域外へ転出した若しくは転出すると予測される人の合計値とする。なお、転入人数には二地域居住(都市の住民がその住所のほか農山漁村に居所を有することをいう)をする者を含むものとする。

注7: 評価指標4について、活性化計画に地域連携販売力強化施設が含まれる場合は選択不可とする。

注8: 評価指標5の計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、すべてを含めた入込客とする。

2. 第3評価指標(必須)について

事業活用活性化計画目標を評価するため、施設の利用計画等に応じて具体的数値目標を自由に設定する。

指標設定の例1 事業活用活性化計画目標:子ども農山漁村の交流 第3評価指標:小学生の自然体験教室開催〇回

指標設定の例2 事業活用活性化計画目標:農林水産物等の販売・加工促進 第3評価指標:新商品開発〇件

Ⅲ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び 事業活用活性化計画目標との関連性	備考
農林水産物処理 加工施設	標茶町地区	食肉加工施設建 設	食肉加工施設の 建設1棟(103.027 ㎡)	令和4年度	農業生産法人株 式会社エフシーエ ス	57,039	28,519	1/2	28,519	1 活性化計画の目標 魅力的な地域産物の生産・販売による経済 効果の拡大 2 事業活性化計画目標の指標 (1)地域産物の販売額の増加 (2)雇用者数の増加 (3)交流人口の増加 食肉加工施設を建設し、ブランド牛「星空の黒 牛」の製造・販売を拡大し地域活性化を図りま す。そのため、「販売額の増加」「雇用者数」「交 流人口の増加」を指標にしています。	総床面積122.14㎡の内、 店舗以外分103.027㎡とし て按分=40,825千円+設計 1,100千円+設備12,870千 円+外構2,244千円
地域連携販売力 強化施設	標茶町地区	食肉加工施設建 設	地域連携販売力 強化施設の建設1 棟(19.113㎡)	令和4年度	農業生産法人株 式会社エフシーエ ス	7,575	3,787	1/2	3,787	1 活性化計画の目標 魅力的な地域産物の生産・販売による経済 効果の拡大 2 事業活性化計画目標の指標 (1)地域産物の販売額の増加 (2)雇用者数の増加 (3)交流人口の増加 食肉加工施設を建設し、ブランド牛「星空の黒 牛」の製造・販売を拡大し地域活性化を図りま す。そのため、「販売額の増加」「雇用者数」「交 流人口の増加」を指標にしています。	総床面積122.14㎡の内、 店舗分19.113㎡として按 分
合 計						64,614	32,306		32,306		

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・創意工夫発揮事業である場合は、事業内容欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性を併せて記載すること。
- ・事業メニュー名欄には、実施要領の別表2の事業メニュー名を記入すること。
- ・地区名欄には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容欄は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- ・事業規模等欄は、施設ごとの棟数と床面積、林道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性欄は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。
- ・「農泊」の取組を実施する場合には、備考の欄にどのように「農泊」と関連するかを明記すること。

(※)「農泊」とは、農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在(農山漁村滞在型旅行)をいう。

IV 他の施策との連携に関する事項

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等
			該当なし

【記入要領】

- ① 交付対象となる事業のうち、実施要領第6に掲げる施策と連携して実施する事業にあつては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性を記載すること。
- ② 連携する施策名には、実施要領第6に掲げる施策を記載すること。
- ③ 事業メニュー名欄には、実施要領の別表2の事業メニュー名を記載すること。
- ④ 地区名欄には、事業の実施地区名を記入すること。
- ⑤ 必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型）年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

項目	記入上の注意
1 様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び以下に定めのあるものを除き行わないこと。
2 計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度（該当予算年度）を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても、当初提出に係る年度のままとすること。
3 新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を（ ）にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4 都道府県	「都道府県名」の欄は、当該計画の計画主体が属する都道府県名を記入すること。
5 計画主体	「計画主体名」の欄は、当該計画の計画主体名を記入すること。 なお、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記すること。
6 市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
7 地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要領別表1の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特別豪雪地域、急傾斜地地帯、奄美群島及び指定棚田地域とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
8 計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
9 離島振興計画	離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
10 輸出促進条件整備事業	「輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の認定規程」（令和2年4月1日農林水産大臣決定）に基づく認定を受けたGFPグローバル産地計画に従って実施する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
11 他 の 施 策 と の 連 携	計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
12 地域再生計画	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
13 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業	地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
14 定住自立圏共生ビジョン	定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置づけられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
15 国土強靱化施策	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画に位置づけられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
16 農山漁村の共生・対流等に係る連携プロジェクト	農山漁村の共生・対流等に係る連携プロジェクトに関連した取組に該当する場合は、「事業別内容」の項に「子ども農山漁村交流プロジェクトの取組」は「1」、「農」と福祉の連携連携プロジェクトの取組は「2」、「農産物連携プロジェクトの取組」は「3」、「空き家・廃校活用交流プロジェクトの取組」は「4」、「重点「道の駅」の取組」は「5」、「ジョーパークによる地域活性化の取組」は「6」、「世界農業遺産・日本農業遺産による地域活性化の取組」は「7」、「世界かんがい施設遺産による地域活性化の取組」は「8」を記入すること。
17 女性の能力の積極的な活用に向けた取組	農林水産省及び農山漁村の活性化のための女性の能力の積極的な活用について（平成24年4月20日付け経営第3691号農林水産事務次官依命通知）の基本方針に基づいた取組である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
18 地域別農業振興計画	中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱に定める地域別農業振興計画の支援事業に、本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
19 次世代農業農村振興計画	国営農地再編整備事業実施要綱に定める次世代農業農村振興計画に本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
20 指定棚田地域振興活動計画	棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第8条第2項に定める指定棚田地域振興活動計画に、本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
21 事業メニュー番号	事業メニュー番号は、実施要領別表2のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
22 事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領別表2の事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ②複数の施設等の整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別、支援及び事業内容（以下「要件類別等」という。）に該当する場合には要件類別等毎に一行で記入すること。 ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別等に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別等にあつては、「要件類別等番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入して構わない。 ③実施要領別表2の事業メニュー⑬高生産性農業用機械施設により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条第1項に規定する防災農業施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。
23 要件類別等番号	実施しようとする実施要領別表3の事業メニューに対応する要件類別等の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別等については、これらを体系的に行うことにより効果が增大される事業メニューに係る要件類別等（複数の事業メニューの効果を增大する場合は代表の事業メニューの要件類別等）を記入すること。
24 事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 （例）「農産物直売施設：1棟、500㎡」、「トマト処理加工施設：1棟、300㎡」「農産物包装機械：1台」棟 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 （例）「農産物直売施設：1棟、500㎡」等
25 事業実施期間	事業メニューごとに、当該事業の実施期間を記入すること。 （例）令和2年度から令和4年度まで実施する場合は「R2～R4」と記載
26 事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 （例）●●農業協同組合、●●農業生産者有限会社、●●森林組合、●●漁業協同組合 等
27 全体事業費	事業メニューごとの振興交付金の交付対象とならない事業費を含む総事業費を記入すること。
28 交付対象事業費	事業メニューごとの振興交付金の交付対象となる事業費のみを記入すること。上限事業費が適用される場合は、上限事業費を超える額を含まない事業費とする。
29 交付金額	事業メニューごとの交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業ごとの交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。なお、千円未満は切り捨てることとする。
30 交付額算定交付率	事業メニューごとに、実施要領別表3別表3に定める交付額算定交付率を記入すること。
31 交付限度額	事業メニューごとに、交付対象事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
32 前年度まで	事業メニューごとに、前年度までに実施した事業に係る全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
33 本年度	事業メニューごとに、本年度に予定している事業に係る全体事業費、交付対象事業費、交付金額、県費、市町村費、その他（農協等事業実施主体負担等）、本年度未達率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内であることに留意すること。 また、「消費税仕入控除税額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相対額がない場合には「該当なし」と、同相対額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「交付対象事業費」「交付金額」「県費」「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を、「全体事業費」の欄は当該消費税相当額を含む額を記入すること。
34 本年度までの累計	事業メニューごとに、本年度までの累計の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
35 翌年度以降（予定）	事業メニューごとに、翌年度以降の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
36 備考	備考欄には、事業を行うに当たって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。
37 ①事業費計	「全体事業費」、「交付対象事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」、「消費税仕入控除税額」の合計をそれぞれ記入すること。
38 ②市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村発イノベーション等整備事業の附帯事務費及び工事経費の取扱いについて（令和4年〇月〇日3農振第〇〇号農林振興局長通知）により定められていることに留意すること。
39 ③県附帯事務費	県附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村発イノベーション等整備事業の附帯事務費及び工事経費の取扱いについて（令和4年〇月〇日3農振第〇〇号農林振興局長通知）により定められていることに留意すること。
40 総合計（①+②+③）	①事業費計、②市町村附帯事務費及び③県附帯事務費の合計額を記入すること。
41 共同で計画作成を行う場合の内訳	計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であつて、各々の計画主体ごとに交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体ごとの内訳を記入すること。 また、内訳の合計は、それぞれの項目ごとに、①から③までに計上される金額と一致することに留意すること。 なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。

北海道標茶町 活性化計画区域図



活性化施設

活性化区域(標茶町全域)

(参考様式1-2)

事前点検シート

ふりがな	ほっかいどうかわかみぐんしべちやちよう	ふりがな	しべちやちようちいきかつせいかけいかく
計画主体名	北海道川上郡標茶町	活性化計画名	標茶町地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和 4年度 ~ 令和 7年度 令和 4年度 ~ 令和 5年度	総事業費 (交付金)	64,614千円 (32,306千円)
活性化計画目標	農林水産物等の販売・加工促進	事業活用活性化計画目標	①地域産物の販売額の増加 ②雇用者数(新規就農者等を含む)の増加 ③交流人口の増加

計画主体 確認の日付	2022年 7 月 1 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	---------------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		標茶町地区活性化計画の目標は、農林水産物処理加工施設を整備し、地域産物の販売額の増加を目指すとともに、雇用の場の確保により定住を促進し、地区内産業の活性化を図ることを目標としています。 「農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）。以下、法という。」第1条では、農山漁村における定住等を促進するための措置を講ずることにより農山漁村の活性化を図ることを目的とするとされています。

				<p>また、「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の公表について（平成 23 年 10 月 3 日）。以下、基本方針という。」第一の 2 では、農山漁村の活性化を図るに当って、農林漁業が健全に展開され、これを核として地域の発展が図られることを目指すとされています。</p> <p>この度計画した標茶町地域活性化計画では、農林水産物処理加工施設及び地域連携販売力強化施設を整備し、新規雇用の創出と農業従事者の雇用の場の確保を行うことで定住等を促進するとともに、ブランド牛「星空の黒牛」の競争力向上をはかり、販売額の向上を目指すことで地域活性化を図ることを目的としているので、法律および気泡方針と適合するものと判断します。</p>
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		事業活用活性化計画目標は「農林水産物等の販売・加工促進」、評価指標は「地域産物の販売額の増加 33,220 千円、雇用者数増加 1 人及び交流人口の増加 666 人」であり、定住促進対策型から設定しており交付対象事業を農林水産物処理加工施設の建設としているため、整合が取れています。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		<p>活性化計画の目標：</p> <p>事業を実施することにより、新規雇用の創出と定住を図る。</p> <p>事業活用活性化計画の目標：</p> <p>魅力的な地域産物の生産・販売による経済効果の拡大を目指す。</p>
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		現在、当地域での活性化計画はありません。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		第 5 期標茶町総合計画の農業分野における主な取り組みとして「6 次産業化をめざす生産者、団体の支援や、1 次産品を活用した加工研究・開発促進に努めるなど、多様な生産活動を推進します」としています。

				また、第 2 期標茶町創生総合戦略では「基幹産業である酪農畜産業の振興」を重点戦略として位置づけており、このことを踏まえ、前述のとおり活性化計画及び事業活用活性化計画の目標を設定しています。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		農林水産物処理加工施設の建設に向け、農林水産物処理加工施設整備準備会議を令和 3 年 8 月 19 日に設立し、関係者等による検討会を 2 回開催。 また、本町の農業関係団体代表が集う標茶町農業振興会議の場において本交付金を活用し、地域活性化を目指していくこと説明し同意を得ている。 R3. 8. 19 第 1 回会議 7 名出席(うち女性 2 名) R3. 11. 10 第 2 回会議 7 名出席(うち女性 2 名) R3. 11. 12 農業振興会議 21 名出席
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		農林水産物処理加工施設整備準備会議のうち 2 名が女性です。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		前述のとおり、農林水産物加工処理施設の建設に向け、農林水産物処理加工施設整備準備会議を設立し、現在までに 2 回の会議を開催した他、標茶町農業振興会議でも説明をしている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		活性化計画の目標は「新規雇用の創出と定住促進」、事業活用活性化計画の目標は「魅力的な地域産物の生産・販売による経済効果の拡大」であり、事業内容はこれらの目標を達成するために農林水産物処理加工施設を建設するものであり、整合性が確保されています。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	○		1-3 のとおり、総合戦略を踏まえ目標を設定しています。また、人口ビジョンでは人口減少への対応方針として基幹産業への新たな雇用を生み、I ターン者やU ターン者を含めた人の流れを作る施策を展開することとして位置付けています。

1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		<p>農山漁村地区活性化計画では計画期間を令和4年度から令和7年度までの4年間、事業実施期間を令和4年度から令和5年度の2年間としている。</p> <p>基本方針第四の3の④において、活性化計画の計画期間は原則として3年から5年程度とすることが望ましいとされている。</p> <p>また、「農山漁村振興交付金実施要領」第4において事業実施期間は活性化計画の計画期間内であって、かつ原則として3年以内とするとされている。</p>
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		<p>食肉加工・直売施設については建設地の現況地目が「畑」であることから農地法に基づく転用申請と農振法に基づく用途区分変更申請が必要になります。農振法の手続きは順次進めており、農地法の手続きについては事業採択が決定した段階で行うこととしています。また、都市計画区域外であるので確認申請の必要はありません。</p>
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		<p>総事業費：64,614,000円 交付要望額：32,306,000円 交付限度額：交付対象事業費 64,614,000円×交付額算定交付率0.5=32,306,000円</p>
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		<p>農山漁村地区活性化計画では全域を計画区域としています。標茶町の農林地は全体面積の79.0%を占めており、また、農林漁業従事者数は全就業者数の31.9%を占めている。</p> <p>・農林地面積= $\frac{868.5}{1099.37} \times 100 = 79.0\%$</p> <p>・農林漁業従事者= $\frac{1,262}{3,953} \times 100 = 31.9\%$</p> <p>本町の直近の人口は7,230人、直近5ヶ年では512人減少しており、第2期標茶町創生総合戦略（R2年3月）において、「本町の経済の主軸である酪農畜産業のさらなる活性化を図る施策が必要である」としています。</p>

				基本方針第四の3の①において活性化計画の区域は、当該活性化計画を作成する市町村の区域であって、法第3条各号に掲げる要件に該当すると認められる範囲で定めるとされている。また、第二の1において、法第3条第1号に掲げる要件について、国勢調査等の公的な統計データに基づく指標を用い、農林地については概ね80%以上、農林漁業従事者について概ね5%以上とされています。
--	--	--	--	--

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		新規に取り組む事業であり、実施中や既に完了した事業を切り替えるものではありません。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○		各種法令等に遵守した上で建築士による設計をしている。また、施工にあたっては、専門的知識のある者に管理を担わせる。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる⑳の都市農山漁村総合交流促進施設、㉑の地域資源活用交流促進施設、㉒の地域連携販売力強化施設、㉓の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉔の教養文化・知識習得施設、㉕の地域資源活用起業支援施設及び㉖の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	○		実施要領別表2の事業メニュー㉗の農林水産物処理加工施設と㉘地域連携販売力強化施設の機能を合わせ持ち、㉗の農林水産物加工処理施設と一体的な整備をする必要がありますが、可能な限り木質化に取り組みます。
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201	—		該当なし。

	号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか			
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—		該当なし。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○		<p>交付対象とする施設等の耐用年数は別表第1機械及び装置以外の有形原価焼却資産の耐用年数表から、</p> <p>食肉加工・直売施設</p> <p>①建物 12年 (木造又は合成樹脂造のもの→工場用または倉庫用のもの)</p> <p>②建物付属設備 15年 (電気設備(照明設備を含む。))→その他のもの)</p> <p>③建物付属設備 15年 (給排水又は衛生設備及びガス設備)</p> <p>④建物付属設備 13年 (冷房, 暖房, 通風又はボイラー→冷暖房設備(冷凍機の出力が22キワット以下のもの))</p> <p>⑤構築物 10年 (舗装道路及び舗装路面→アスファルト敷又は木れんが敷のもの)</p> <p>⑥構築物 10年 (金属造のもの→へい)</p> <p>⑦機械及び装置 10年 (食料品製造業用設備)</p>
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション等整備事業)費用対効果算定要領(平成4年○月○日付け3農振第○○号農林水産省農村振興局長通知)により適切に行われているか)	○		<p>農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領第4-1-(1)-ア-(イ)-eに基づき「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」を準用し、年効果額を1-(2)-イ-(イ)-(a)-(d)食肉等流通体制整備における整備事業により算定。</p> <p>年総効果額は32,931,000円、総合耐用年数は11年、還元率は</p>

				0.11、妥当投資額は288,362,000円、廃用損失額は0円、投資効率は4.4である。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○		投資効率=4.4である。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		<p>実施要領の別表2における交付対象事業「処理加工・集出荷貯蔵施設」事業メニュー「⑩農林水産物処理加工施設」及び交付対象事業「地域資源活用総合交流促進施設」事業メニュー「⑫地域連携販売力強化施設」で要件類別はいずれも「農山漁村定住対策型」です。</p> <p>事業内容は「農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの付帯施設」及び「地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの付帯施設」の整備です。</p> <p>対象地域となる標茶町全域は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域であり、実施主体は農林漁業者の組織する団体です。</p>
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		農林漁業者の組織する団体である株式会社エフシーエスに対する交付であって、当該法人が定める農林水産物加工処理施設利用規則に従って利用するものであり、目的外使用の恐れはありません。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○		標茶町観光振興計画では観光客入込客数を2019年度比30%増加させる目標であり、今回整備する施設はその目標達成に寄与するものであると考える。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		近隣市町村に地域ブランド牛の直売施設は無い。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		(株)エフシーエスが通年で利用する。

	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		(株)エフシーエスの農業用施設や既存事務所からも近く、加工販売所や牧場施設が一体的となっている。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○		売り上げについて、加工数量の増加により直接販売の他、ふるさと納税返礼品やネット販売も伸長させ、毎年約5%の増を見込んでいるなど、利用計画に記載されている。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—		該当なし。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		見積書を基に積算している。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		資材の高騰を見据え、代替資材について設計者と検討を重ねている。
	付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		付帯施設は利用者のための駐車場・柵であり汎用性はない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		食品衛生上必要不可欠なものであって、業務用のものを整備することから汎用性の高いものではない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		食肉加工・直売施設は、事業実施主体の運営する牧場の一面に建設することとしており、利便性がある。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○		1-8の通り。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—		該当なし。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機	○		同基準・畜産物加工処理施設・産地食肉センターの上限事業費

	<p>械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか</p>			<p>は 7, 8 0 0 千円×1 日当たりの処理能力頭数（牛及び馬は 1 頭につき豚 4 頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）である。</p> <p>今回整備する、畜産物加工処理施設の 1 日あたりの最大加工処理能力は 1 0 頭・事業費換算 78, 000, 000 円であることから基準に照らし適正である。</p>
	<p>整備する施設の延べ床面積の合計が 1, 500 m²以内か（既存施設は除く）</p>	○		<p>施設の延べ床面積は 122. 14 m²である。（付帯施設の駐車場は 260 m²）</p>
	<p>施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m²当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1, 500 m²以内の交付算定額となっているか）</p>	—		<p>実施要領第 8（2 1）に記載の強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－1 の第 2 の 4 の（2）事業の交付対象上限事業費の基準により、今回整備する畜産物加工処理施設の 1 日あたりの最大加工処理能力は 1 0 頭・事業費換算 78, 000, 000 円であることから基準に照らし適正である。</p>
2-15	<p>地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか</p>			
	<p>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか</p>	—		<p>該当なし。</p>
	<p>生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか</p>	—		<p>該当なし。</p>
	<p>1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか</p>	—		<p>該当なし。</p>
	<p>6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか</p>	—		<p>該当なし。</p>
2-16	<p>事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか</p>	○		<p>制度資金の資金計画について、融資機関と十分検討・調整を行っています。</p>

2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		一般競争入札により執行する。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		根拠資料：維持管理計画のとおり
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		収支計画は別紙のとおり。また、中小企業診断士による経営診断を依頼しており、当事業が適正であることを確認済。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—		該当なし。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	—		該当なし。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		地元で生産された農林水産物等の直売、インターネット販売を目的とした加工施設を建設し、本町の自然環境の中で育まれた食材をPRし地域活性化を図るものであり、大規模化や生産体制の効率化による産地競争力の強化を目的とする施設ではありません。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○		高品質・高付加価値化、低コスト化及び食品流通の効率化・合理化等を総合的に目指すものではなく、地域の基幹産業である酪畜産業の振興を目的としています。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）の配分基準（令和4年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	—		該当なし。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。